

## 千葉県スポーツ推進委員連絡協議会会則

- 第1条 本会は、千葉県スポーツ推進委員連絡協議会（以下「本会」）という。
- 第2条 本会の事務局は、千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。
- 第3条 本会は、千葉県スポーツ推進委員相互の連絡と親睦をはかり、市民の体位向上と体力の向上をめざし、健全なスポーツ・レクリエーション活動の振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 2 市民のスポーツ・レクリエーション活動に関する連絡調整に関すること。
  - 3 他のスポーツ・レクリエーション団体並びに関係機関との連絡調整に関すること。
  - 4 スポーツ・レクリエーション活動の指導奨励並びに指導者の養成に関すること。
  - 5 スポーツ・レクリエーション活動に関する研修及び資料の研究調査統計に関すること。
  - 6 その他、本会の目的達成に必要な事項。
- 第5条 本会の会員は、千葉県スポーツ推進委員をもって組織する。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1名、副会長 6名（各区連絡会会長）  
会計監査 2名、会 計 2名、専門部長 若干名、理 事 若干名
- 第7条 会長、会計監査は、理事会の推薦により総会で承認する。
- 2 区連絡会会長は、区連絡会の推薦により総会で承認する。
  - 3 会長は、本会を代表して会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 第8条 理事は、原則として各小学校地区1名とし、地区会員の互選により会長・副会長以外の者から選出する。
- 2 理事は、本会事業の企画並びに運営にあたる。
- 第9条 会計、専門部長は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 2 会計は、本会の会計事務に従事する。会計監査は、年1回会計を監査する。
  - 3 専門部長は、専門部会を統轄する。
- 第10条 役員任期は、2年とする。但し、再任はさまたげない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。
- 第11条 本会の活動のために必要に応じて会長は、理事会に図って、顧問、その他の役員を委嘱することができる。
- 第12条 本会の会議は、総会、理事会、総務会、区連絡会、専門部会とする。
- 2 総会、理事会、総務会、専門部会は、会長が招集する。
  - 3 本会の会議は、構成員の過半数の出席で成立とする。
  - 4 会議の議長は、出席者の互選により、議事は出席者の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。

第13条 総会は、年1回これを招集する。但し、会長が必要と認めた時は、臨時に招集することができる。

2 総会において承認すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告、決算報告並びに監査報告
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 会長及び副会長（区連絡会会長）並びに会計監査
- (4) 会則の改正
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

第14条 理事会は、会長、副会長、理事（及び代理）で構成し、次の事項を議決する。

- (1) 本会の事業運営に関する事項
- (2) 総会において承認すべき事項
- (3) その他本会において必要と認めた事項

第15条 総務会は、会長、副会長、会計、及び専門部長で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する事項
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

第16条 本会は、その目的を達成するために、会長が必要と認めたとき専門部会及び委員会を設置できる。理事は、いずれかの部に属するものとする。

2 専門部会は、次の任務を遂行する。

- (1) 大会の企画
- (2) 大会及び地区活動に関する研究
- (3) 地区活動の奨励
- (4) その他

第17条 区連絡会は、区連絡会会長以下、区内の理事をもって構成し、区で実施する行事の企画及び運営を行う。

2 その他、区連絡会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第18条 本会の経費は、会費、負担金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則 本会則は、昭和36年4月1日から施行する。

本会則は、昭和52年4月30日に改正施行する。

本会則は、昭和56年4月18日に改正施行する。

本会則は、平成4年5月9日に改正施行する。

本会則は、平成5年5月8日に改正施行する。

本会則は、平成15年5月10日に改正施行する。

本会則は、平成17年5月7日に改正施行する。

本会則は、平成24年5月12日に改正施行する。

## 千葉県スポーツ推進委員連絡協議会慶弔規程

本協議会の慶弔金は、次のとおりとする。

1. 会員死亡の場合 10,000円
2. 疾病（本人就床1ヶ月以上）の場合 5,000円
3. その他必要と認めた場合には、その都度、理事会で決定する。
4. 特に緊急を要する場合は、会長が決定し、次の理事会に報告承認を求める。